

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野 進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

平成25年9月24日

証 拠 説 明 書 (B号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜 明



同

茅 根 熙 和



同

春 原 誠



同

江 口 正 夫



同

池 田 秀 雄



同

長 原 悟



同

八 木 宏 八



同

濱 松 慎 治



同

川 島 肇



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙B号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙B第11号証

証拠の標目	2013年度夏季の電力需給見通しについて (経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/sougou/jukyu_kensho/pdf/002_04_00.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年4月
作成者	経済産業省
立証趣旨 【分類④】	本書証は、電力需給検証小委員会（経済産業省総合資源エネルギー調査会総合部会の下に設置された委員会であり、第三者の専門家である委員9名で構成）が、平成25年度夏季の電力需給見通しについてとりまとめたものである（平成25年4月9日に開催された第2回電力需給検証小委員会において配布）。 本書証によって、以下のことを明らかにする。 <ul style="list-style-type: none">・供給予備率の考え方、すなわち、時々刻々と変動する電力需要に対応するためには最低でも3パーセントの供給予備率を確保しなければならず、さらに電源脱落、気温変動等に対応し、安定的に電力を供給するためには7ないし8パーセントの供給予備率を確保する必要があること（準備書面(3)第2章第2(4, 5頁))。・被告の供給区域内では、夏季の場合、気温が1度上升すると約15万キロワットの電力需要が増加する

	<p>と分析されていること（準備書面(3)第2章第3の2(3)ア(9頁))。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度夏季においては、被告の供給区域内の最大電力は平成22年度に対し、節電効果として30万キロワット低下、生産活動の低下等として5万キロワット低下、計35万キロワット低下したものと推定されること（準備書面(3)第3章第2の2(3)(19頁))。
--	--

乙B第12号証

証拠の標目	電力需給検証小委員会報告書 (首相官邸ホームページ http://www.kantei.go.jp/jp/singi/electricity_supply/20130426/siryou.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年4月
作成者	経済産業省
立証趣旨 【分類④】	<p>本書証は、電力需給検証小委員会（乙B第11号証参照）が、平成24年度冬季の電力需給実績、平成25年度夏季の電力需給見通し及び電力コストへの影響等について検証した結果をとりまとめたものである。</p> <p>本書証によって、東日本大震災後火力発電所の稼働率が増加する中、火力発電所の計画外の停止等、大規模な電源脱落によって電力需給がひっ迫する可能性があり、電力需給は予断を許さない状況にあること（準備書面(3)第2章第3の2(3)ウ(10, 11頁)), エネルギー資源の調達の交渉材料のひとつとして原子力発電があるとされていること（準備書面(3)第3章第3の2(2)(22頁))等を明らかにする。</p>

乙B第13号証

証拠の標目	今夏の電力需給対策について (経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/setsuden/pdf/120518/supply_120518_01d.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成24年5月18日
作成者	経済産業省
立証趣旨 【分類④】	<p>本書証は、平成24年5月18日に開催された第6回電力需給に関する検討会合（内閣官房長官を座長とし、内閣総理大臣を除く全ての国務大臣をもって構成）及び第8回エネルギー・環境会議（平成23年6月に設置された、国家戦略担当大臣を議長とする閣僚級会合であり、平成23年10月以降は国家戦略会議分科会とされたが、平成24年12月に廃止）の合同会合において決定された、平成24年度における夏季の電力需給対策についてとりまとめたものである。</p> <p>本書証によって、政府が、平成24年度夏季における全国的な、とりわけ関西電力株式会社管内における電力需給ひっ迫を踏まえ、被告の供給区域内のお客さまに対して、平成22年度比マイナス5パーセント以上の節電を要請したこと（準備書面(3)第3章第2の2(1)（17頁））を明らかにする。</p>

乙B第14号証

証拠の標目	今夏の節電目標の改定方針について (経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/setsuden/pdf/supply_120626_01a.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成24年6月22日
作成者	経済産業省
立証趣旨 【分類④】	<p>本書証は、平成24年6月22日に開催された第7回電力需給に関する検討会合及び第10回エネルギー・環境会議の合同会合（乙B第13号証参照）において決定された、平成24年度夏季における節電目標の改定方針についてとりまとめたものである。</p> <p>本書証によって、政府が、関西電力株式会社大飯発電所3号機の再起動に伴い、被告の供給区域内のお客さまに対して示した平成24年度夏季の節電目標（乙B第13号証）を、「平成22年度比マイナス4パーセント以上」に改定したこと（準備書面(3)第3章第2の2(1)（17頁））を明らかにする。</p>

乙B第15号証

証拠の標目	大飯原子力発電所4号機の再起動に伴う節電目標の見直しについて (経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/setsuden/pdf/20120726_01.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成24年7月25日
作成者	経済産業省
立証趣旨 【分類④】	本書証は、平成24年7月25日に開催された第8回電力需給に関する検討会合及び第12回エネルギー・環境会議の合同会合（乙B第13号証参照）において決定された、平成24年度夏季における節電目標の見直しについてとりまとめたものである。 本書証によって、政府が、関西電力株式会社大飯発電所4号機の再起動に伴い、被告の供給区域内のお客さまに対して示した平成24年度夏季の節電目標（乙B第14号証）を再度見直し、「数値目標を伴わない節電」を要請したこと（準備書面(3)第3章第2の2(1)（17頁））を明らかにする。

乙B第16号証

証拠の標目	電力問題に関する緊急アンケート結果 (一般社団法人日本経済団体連合会ホームページ http://www.keidanren.or.jp/policy/2013/031.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年4月15日

作成者	一般社団法人日本経済団体連合会
立証趣旨 【分類④】	<p>本書証は、一般社団法人日本経済団体連合会が、同会会員企業に対して行った、電力問題（電力の供給不安・節電要請や電力料金の上昇）が各企業の事業活動に及ぼす影響等についてのアンケート結果をとりまとめたものである。</p> <p>本書証によって、節電要請等により、国民生活、経済活動への影響が少なからず及ぶこと（準備書面(3)第3章第2の2(3)（18, 19頁））を明らかにする。</p>

乙B第17号証

証拠の標目	コスト等検証委員会報告書 (経済産業省資源エネルギー庁ホームページ http://www.enecho.meti.go.jp/info/committee/kihonmonrai/8th/8-3.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成23年12月19日
作成者	経済産業省
立証趣旨 【分類④】	<p>本書証は、コスト等検証委員会（平成23年10月に設置され、国家戦略担当副大臣を委員長、有識者10名を委員として構成）が実施した、原子力をはじめとした各電源のコスト検証についてまとめたものである。</p> <p>本書証によって、同委員会が行ったコスト検証の前提条件等を明らかにし、もって、原子力発電のコスト優位性は否定されていないこと（準備書面(3)第3章第3の2(1)（20ないし22頁））等を明らかにする。</p>